

**農業委員会の総会
および農地転用申請等の**

**締切りの
基準日が
変わります**

農業委員会は、毎月10日を基準日としてその月の農地転用申請等を締切り、同月の25日を基準日として総会を開催してきました。

平成19年度は県から市へ多くの業務が権限移譲されますが、農地法3・4・5条の転用等の許可も、県知事許可となっていました。(ただし県農業会議の審査は今までどおり行われます。)

そのため、この4月からは農地転用申請等の締切りを20日に、総会を翌月8日を基準日としますのでお間違えのないようお願いします。

4月の総会案件の締切りは3月20日(火)で、総会は4月6日(金)に行います。このことから、3月は総会が開催されない月となりますので、皆さんのご理解とご了承をお願いします。

今回の権限委譲により申請から許可までに要する日数が10日ほど短縮になる見込みです。

許可の基準は従来と同様、法律や規則に則して、県下で統一された基準(手引き)に従って審議し、県農業会議も同じ基準で審議されます。

転用申請時は、なぜこの農地なのか、なぜこの面積が必要なのか、などを始め、添付書類や各種同意書・図面等をチェックします。その際、不備等があれば返却することになりますので、申請は早めにお越しく下さい。

締切りが過ぎると、次回の総会案件となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ
農業委員会事務局
☎ 65-0717 FAX 63-4601

利用するときのルール

- 甲賀市を活動の拠点として、自主的に活動する団体やグループ(イベントの実行委員会やサークル活動をしているグループなど)が年間登録をすれば利用できます。
- 政治・宗教・営利(塾や教室など)を目的とした団体は利用できません。
- 「自分たちの家」です。管理人がいませんので、利用団体の自主管理・自主運営となります。
- 「次に使う人の身になって」利用するのがマナーです。ゴミやタバコの吸殻などはすべてお持ち帰りください。

年間登録団体を募集します!

募集要領・申込書は、きずな・市役所市民生活課・各支所にあります。

- 募集締切 3月15日(木) 必着
- 申込・問合せ先 〒528-0005 水口町水口5676番地
自主活動センターきずな運営協議会 ☎&FAX 63-7310
(不在の場合) 市民生活課 ☎ 65-0687 FAX 63-4582

ビジター利用募集!

もっと多くの皆さんが利用できるように、年間登録をしていなくても利用できる「ビジター利用」を実施しています。

- 使用時間 8:00~24:00
- 利用対象団体
 - ・ 甲賀市を活動拠点として自主的に活動する団体、グループ(稽古事などの団体も利用できます)
 - ・ 政治、宗教、営利を目的としない団体
- 使用1か月前から随時利用の受付をしています。

問い合わせ
自主活動センターきずな
運営協議会
☎・FAX 63-7310
不在の場合
市役所市民生活課
☎65-0687 FAX63-4582

**年間登録の説明会を
開催します**

年間登録を希望される団体は、ぜひお越しください。

- 日時 3月11日(日)
10:00~12:00
- 場所 自主活動センター
きずな

「きずな」ではいろんな活動が行われています



登録団体による大掃除



**自主活動
センター
きずな**
24時間いつでも使えます

「私たちが決めて、私たちが守る」を合言葉に、みんなで育てる「自主活動センターきずな」は、イベントの実行委員会や自主活動グループにより、みんなで管理をしながら楽しく活動することができる24時間利用可能な施設です。

現在は、自主活動をしている29団体がきずなを拠点に活動しながら、自主運営を行う「自主活動センターきずな運営協議会」で、みんなが安心して、使いやすいようにルールを決めたり、登録団体の交流会を開催するなど活発な活動をしています。

自由な活動場所を探している団体やグループの皆さん、一緒に「自分たちの家」として利用しませんか?

**農用地区域の
変更には届出を**

甲賀市
農業振興地域整備計画を策定



※市では「甲賀市農業振興地域整備計画」を策定するため、平成17年度に皆さんのご協力をいただき集落及び農家の農業の実態調査を行いました。また平成18年度・19年度には今後10年間を見通した市の農業の方向や農用地の利用計画を関係機関で調整し、平成20年度には甲賀市総合計画や国土利用計画と整合を図り同計画を策定する予定です。

この計画の策定にあわせ、現在、皆さんの地域の農振農用地内で住宅建設や植林等農地を農業以外の目的に利用される計画を把握するため、やむを得ず農用地区域の変更が必要な土地を、区長や農事改良組合長、農業組合長そして農業委員へ照会しています。

従来から農振農用地を転用するため、随時相談を受け年2回解除の手続きを行っていますが、平成19年度は農用地の利用計画を関係機関と調整するため、手続きを年2回から年1回と

し、平成20年度は解除の受付を行います。

そこで、平成19年度中に解除が必要なものは**5月31日(木)までに**申請してください。またそれ以降にやむを得ず農用地区域の変更が必要になった場合は、平成20年度の計画策定時に調整しますので、**10月31日(水)までに**申請書を農業振興課農政係へ提出してください。

皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

※農業振興地域整備計画とは：市内の土地の農業上の有効利用を図り、今後の農業施策を総合的に進めるため法律に基づいて定めるものです。

問い合わせ
農業振興課 農政係
☎ 65-0711
FAX 63-4592